

議案第 3 号

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

自然災害や金融危機等により市内経済に深刻な影響が生じた際、迅速に中小企業者等の資金繰りを支援できるよう、返済負担の少ない融資制度を追加するため、君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和 47 年君津市条例第 6 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和47年君津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 緊急時経営安定資金 災害その他の突発的な事由により事業活動に支障を生じている中小企業者が経営の安定化のために必要とする資金であって運転資金及び設備資金をいう。

第3条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第6条第1項第7号及び第8号に規定する緊急時経営安定資金の貸付を受けようとする者は、第1項第2号に掲げる要件を備え、かつ、市税を滞納していない者であって、法第2条第5項又は第6項の規定による市長の認定を受けている者でなければならない。第6条第1項に次の2号を加える。

- (7) 緊急時経営安定資金（運転資金） 1,000万円以内
(8) 緊急時経営安定資金（設備資金） 1,000万円以内

第6条第2項中「前項第3号」を「同項第3号」に、「前項第5号」を「同項第5号」に改め、「1,000万円」の次に「、同項第7号及び第8号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1,000万円」を加える。

第7条に次の2号を加える。

- (7) 緊急時経営安定資金（運転資金） 7年以内
(8) 緊急時経営安定資金（設備資金） 7年以内

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、法第2条第5項第4号又は第6項の規定による市長の認定を受けている者が緊急時経営安定資金の貸付を受けた場合には、年利率と同率を利子補給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(7) 省略</p> <p><u>(8) 緊急時経営安定資金 災害その他の突発的な事由により事業活動に支障を生じている中小企業者が経営の安定化のために必要とする資金であって運転資金及び設備資金をいう。</u></p> <p>(貸付要件)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4 第6条第1項第7号及び第8号に規定する緊急時経営安定資金の貸付を受けようとする者は、第1項第2号に掲げる要件を備え、かつ、市税を滞納していない者であって、法第2条第5項又は第6項の規定による市長の認定を受けている者でなければならない。</u></p> <p><u>5 市長は、第1項、第2項及び前項に規定する者について、特に必要があると認める場合は担保を提供させることができる。</u></p> <p>(貸付金額)</p> <p>第6条 貸付金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p><u>(7) 緊急時経営安定資金(運転資金) 1,000万円以内</u></p> <p><u>(8) 緊急時経営安定資金(設備資金) 1,000万円以内</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する資金を併せて貸し付けるときは3,000万円、<u>同項第3号及び第4号に規定する資金を併せて貸</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(7) 省略</p> <p>(貸付要件)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4 市長は、第1項及び第2項</u> _____ <u>に規定する者について、特に必要があると認める場合は担保を提供させることができる。</u></p> <p>(貸付金額)</p> <p>第6条 貸付金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する資金を併せて貸し付けるときは3,000万円、<u>前項第3号及び第4号に規定する資金を併せて貸</u></p>

し付けるときは1, 500万円、同項第5号及び第6号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1, 000万円、同項第7号及び第8号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1, 000万円をそれぞれ限度とする。

(貸付期間)

第7条 貸付期間は、次のとおりとする。

(1) ～ (6) 省略

(7) 緊急時経営安定資金 (運転資金) 7年以内

(8) 緊急時経営安定資金 (設備資金) 7年以内

(利子補給)

第9条 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、法第2条第5項第4号又は第6項の規定による市長の認定を受けている者が緊急時経営安定資金の貸付を受けた場合には、年利率と同率を利子補給する。

し付けるときは1, 500万円、前項第5号及び第6号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1, 000万円_____

_____をそれぞれ限度とする。

(貸付期間)

第7条 貸付期間は、次のとおりとする。

(1) ～ (6) 省略

(利子補給)

第9条 省略